

ハ公務傷病による死亡者に対しては送葬扶助料として最
長三十円を支給すること。

九、危険作業の特例手当を支給すること。

ハ原則として危険作業をせしめらるること若しくは得
ざる場合は特別手当として最低五日分の日給を支給す
ること。

四、其他危険作業を之に準ずること。

十、健康保険の徹底の改善

(イ) 保険料率の改定、増社員負担すること。

(ロ) 公務傷病者の特例通年優遇すること。

(ハ) 傷病手当金一時會社にて支給すること。

(ニ) 組合会議傍聴者を公休とすること。

(ホ) 二日未満の休日を公休とすること。

(イ) 東電病院を健保組合に管理せしむること。

(ロ) 診療所を増設すること。

十一、初任給制の即時実施並に初任給を一月以上とすること。

十二、下級社員の待遇改善

(イ) 八十円以下の社員雇員に対しは毎半年定期に五円以上

昇給せしむること

(ロ) 満員より社員雇員に昇格したる者の退職手当は退職

當時の資格に通算すること。

十三、公休日を二日與へること。

十四、深夜手当を支給すること。

(イ) 発電所の深夜勤務に対し三分の手当を支給すること。

(ロ) 非常工事に服する者に対しては日給の倍額を支給すること。

十五、定員を充実すること。